

GX等を踏まえた各分野における制度整備・運用見直し

第29回産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会
高圧ガス小委員会（R6年7月24日開催）資料 1 抜粋

高圧ガス設備の新たな補修方法に係る規定の整備の検討

①概要

高圧ガスの製造にあたっては、製造施設の異常の有無や作動状況等について点検し、異常のあるときは当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じることとしているが、その補修については部品の取替えや溶接補修に限られているのが現状である。近年、国内外においては、新たな一時的な補修方法として、補修箇所カーボンファイバーシート等を巻き付けて樹脂で接着・硬化させる方法や、バンド等の治具を取り付けて治具との間に硬化性樹脂等を注入する方法等の補修技術が適用されてきている。

このような新たな補修技術の適用にあたっては、その技術の適応可否や施工技術者や適応箇所の管理等の評価など、高圧ガスを製造する事業者の管理能力が重要になること、また、技術基準適合性の新たな考え方等の整理が必要となること、を踏まえた上で、高圧法下において導入していくため、特に高度な保安を実施可能な事業者に限り新たな補修技術を適用するために必要となる規定の整備について検討を進める。

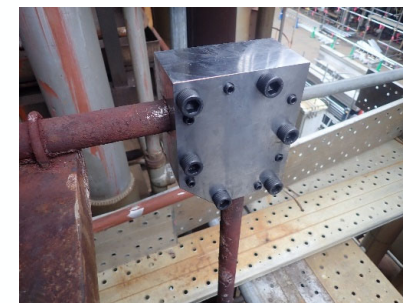
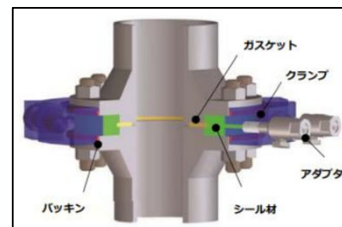
②具体的な内容

- ・認定高度保安実施者等に係る軽微な変更の工事に上記評価を受けた一時的な補修方法を適用する場合を追加。
- ・一時的な補修方法の技術的評価等を行うための手続の方法（詳細基準事前評価制度等の適用、許可権者等への通知等）を規定。

③今後の予定

新たな補修技術の適用にあたっての技術的及び制度的な論点の整理

一時的な補修方法の例



（出典：ENEOS(株)・富士ファーマナイト(株)）

高圧ガス設備の新たな補修方法に係る規定の検討状況

- 昨年7月の高圧小委以降、既に制度化されている消防法における例を参考に、石油連盟及び高圧ガス保安協会と論点整理を実施。
- 具体的な制度運用としては、補修技術の性能やモニタリング体制等について確認（高圧ガス保安協会が実施）を受けた認定事業所において新たな補修方法を適用した場合、当該設備には気密性及び耐圧性等について技術基準の特例を適用することとする予定。
- 今後、学識者及び利害関係者からのヒアリングを実施し、制度的論点、技術的論点を議論した上で、制度設計を行う予定。（次回高圧小委（7月頃を予定）に報告することを想定）

主な論点

【制度的論点】

- 法技術的な位置づけの整理
- 体制面・技術面などの評価スキームの整理

【技術的論点】

- 新たな補修方法を適用する最大常用圧力及び最大常用温度等について
- 治具及びシール材のそれぞれの組み合わせの気密性及び耐圧性の確認方法について
- 耐震性能への影響が限定的であることの確認方法について
- 荷重等の個別評価に基づく設計方法について

今後のスケジュール（案）

- R8年4～5月：学識者及び利害関係者からのヒアリング
- R8年夏頃：高圧ガス小委員会
- R8年秋頃：パブコメ
- R8年末：公布、施行、制度開始